

地域のために、あなたの力が必要です！

民生委員・児童委員募集のお知らせ



地域の福祉を支え、子どもたちの未来を守る。そんな大切な役割を担う民生委員・児童委員を募集しています。

1 民生・児童委員とは

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして活動する特別職の地方公務員（非常勤）です。すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねているため、「民生・児童委員」と呼ばれ、子どもに関わる相談支援活動も行います。

民生・児童委員のほかに、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員が設置されています。

現在、羽村市では、民生・児童委員 52 人（うち主任児童委員 4 人）を定員としております。

次期任期は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間です。

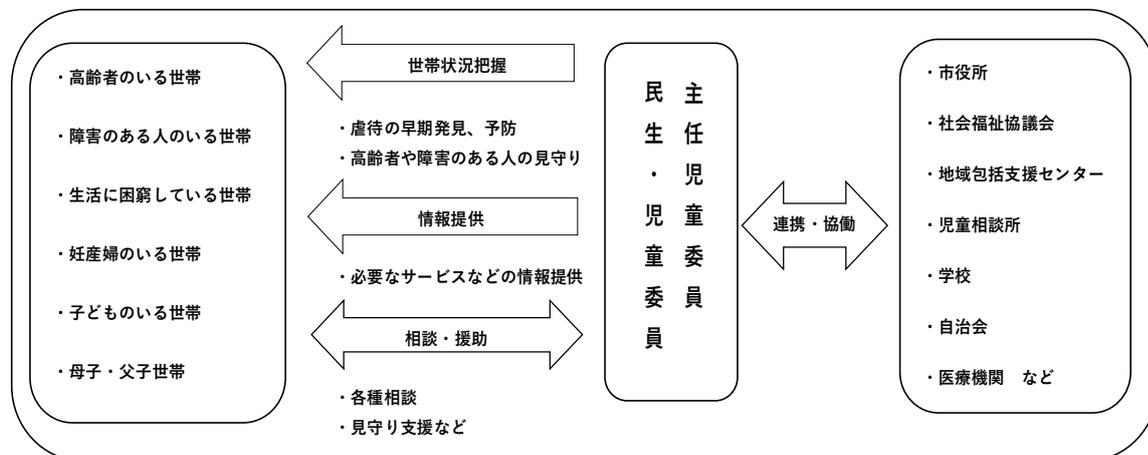
2 民生・児童委員の活動について

(1) 地域での活動

担当地区を持ち、区域住民が抱える福祉に関する困りごとについて、対応できる関係機関につなぐ「福祉のつなぎ役」とし、同じ地域内の友愛訪問員と連携し、地域の見守り活動を行います。

そして、行政、社会福祉協議会から依頼された調査（高齢者実態調査など）や、行政や福祉関係の援助を受ける際の状況確認や証明事務を行います。

また、併せて、社会福祉委員として市から委嘱され、行政、社会福祉協議会、小中学校関係との活動協力（各種行事参加など）を行います。



(2) 民生・児童委員協議会での活動

民生・児童委員は、一人で活動するのではなく、地域ごとに民生・児童委員の組織（民生・児童委員協議会）を設置しており、多くの仲間と一緒に活動します。主な活動は次のとおりです。

○定例会… 年6回

○研修会（東京都が開催）… 新人研修（3日間）等

○市行事参加や、民生・児童委員協議会内の専門部会 … 年数回程度

(3) プライバシーについて

民生・児童委員は、民生委員法により守秘義務が課されています。この守秘義務は、委員退任後も引き続き課せられます。

(4) 活動に必要な費用について

民生委員法では、「民生委員には、給与を支給しないもの」と規定されています。

ただし、日々の活動に必要な電話代などの費用の一部は、活動費として、月額8,800円支給します。（所得税の控除無）

民生・児童委員は、同時に市より社会福祉委員を委嘱されることから、月額10,000円（所得税控除後9,694円）の報酬を支給します。

(5) 活動中の事故等の補償について

民生・児童委員全員に、活動保険に加入をし、万が一の活動時の怪我の補償だけでなく、対人・対物に対しても補償の対象となります。

(6) その他

民生・児童委員協議会では、民生・児童委員が様々な活動を行うことにより感じる負担感を軽減するため、参加行事の縮小や、交代制による参加などに、取り組んでおります。

連絡先

羽村市福祉健康部社会福祉課

担当 古田（内線477）

Tel 042-555-1111（代表）

